

令和 6 年度

定期監査の結果報告書

四万十市監査委員

6 四 監 第 143 号
令和 7 年 3 月 11 日

四 万 十 市 長 様
四 万 十 市 議 会 議 長 様
四 万 十 市 教 育 長 様
四 万 十 市 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 様
四 万 十 市 農 業 委 員 会 会 長 様

四 万 十 市 監 査 委 員 伊 勢 脇 敬 三

四 万 十 市 監 査 委 員 林 大 三 郎

四 万 十 市 監 査 委 員 平 野 正

定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき令和6年度定期監査を実施したので、同条第9項の規定により結果報告書を提出します。

第1 監査の種類

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第4項に基づく定期監査である。

第2 監査の期間等

令和6年11月15日から令和7年1月17日まで、監査事務局において実施した。

第3 監査の方法等について

1 監査対象の会計

一般会計、国民健康保険会計事業勘定、国民健康保険会計診療施設勘定、奥屋内へき地出張診療所会計、後期高齢者医療会計、と畜場会計、幡多公設地方卸売市場事業会計、鉄道経営助成基金会計、幡多中央介護認定審査会会計、介護保険会計保険事業勘定、園芸作物価格安定事業会計、水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計(14会計)

2 監査対象の課等

(1) 本庁(24課等)

議会事務局、総務課、地震防災課、企画広報課、財政課、市民・人権課、税務課、環境生活課、子育て支援課、健康推進課、高齢者支援課、観光商工課、農林水産課、まちづくり課、上下水道課、会計課、市民病院事務局、福祉事務所、教育委員会事務局
学校教育課・同生涯学習課・同教育研究所、選挙管理委員会事務局、監査事務局、農業委員会事務局

(2) 西土佐総合支所(3課等)

地域企画課、産業建設課、西土佐診療所

3 監査の実施内容

令和6年度上半期の事務執行が適正かつ効率的に行われているかについて、それぞれの課等から事前に定期監査資料等の提出を求め、内容及び関係書類を検査するとともに関係職員から内容を聴取した。また、これまでの定期監査において検討や改善を求めた事項が的確に反映されているかについても留意し、検証した。定期監査資料として提出を求めた項目は下表のとおりである。

なお、監査に要する時間と効果を考慮し現場での監査は行っていないが、来年度以降は、毎年度の実施事業や例月現金出納検査・決算審査等での事業執行状況を勘案し、必

要と思われる場合には実施する。

	監 査 項 目	主 な 内 容
1	調定及び未収金調べ	滞納整理の有無、督促の有無
2	委託料に関する調べ	契約の方法、見積徴収者数、支払方法
3	市単工事等執行状況調べ	契約の方法、見積徴収者数、契約変更
4	備品購入調べ	契約の方法、見積徴収者数、購入目的
5	補助金等の支出に関する調べ	必要性・効果、収支決算額、支払方法

第4 監査の結果

1 全体について

今回の監査範囲の事務は概ね適正に執行されているものと認められたが、改正された四万十市財務規則及び四万十市物品取扱規則の規定とは異なる事務処理を行っている事例や、失念、思い込み、確認不足による請求事務の遅延、余剰不明金及び返還金の発生等が見受けられる。これらについては、検討・改善のうえ、適正な事務処理を行うよう望むものである。その他、監査の場で認められた軽易な事項は、その都度口頭で指摘したので省略する。

2 調定及び未収金について

調定期、納期の設定方法、督促状の発送、滞納整理の状況等について内容を聴取した。

令和6年9月末時点で調定額に対する未収金の割合は、件数で33.9%（前年度38.7%）、金額で35.4%（前年度33.9%）となっている。金額では前年度比1.5%の増となっているが、未収金には（仮称）京都看護大学四万十看護学部設置事業補助金返還金が含まれており、これを除いた未収割合は32.6%となる。このことから、未収金の滞納整理については、全体的には徐々にではあるが進んでいると感じられるが、未収金の中には滞納の長期化、徴収事務の停滞が見受けられるものもある。

徴収が進んでいない未収金の中には、差し押さえる財産が債務者になく、生活を窮迫しない範囲で徴収しなければならないものもあるが、債務者本人及び連帯保証人に対してどのような交渉を行っているのか、債務者本人及び連帯保証人が死亡した場合、早急に相続人調査を行い、債務者の確定に努めているのか、債務者の所得に応じた返済計画がたてられているのかという点において不十分であるものが見受けられる。漫然と時効

の完成を待ち、安易に不納欠損処理を行うのではなく、徴収を専門とする部署の知見を得ながら、能動的・計画的な徴収事務を行うことを求めるものである。

【事例1】 住宅使用料(滞納繰越分)、督促手数料及び市営住宅明渡請求損害賠償金(財政課)

令和6年9月末時点の未収割合が9割を超えており、より能動的・計画的な徴収事務を求める。

【事例2】 急傾斜地崩壊対策工事受益者割合(過年分)(まちづくり課)

前年度の定期監査では、本人から支払いの意向を示してもらい、返済計画をたてるとのことであったが、現状は返済計画をたてられる状況にない。徴収事務が停滞している状況であるが、今後の具体的な対応方針を求める。

四万十市財務規則の改正により、法令等に納期の定めのないものについては、調定の日から20日以内に納期限を定めることとし、令和6年4月1日から施行されているが、規定に準じた納期設定になっていないものが一部見受けられる。これらについては、規定に準じた納期設定となるよう債務者と協議済みである旨の説明を所管課より受けているが、規定を遵守し、適正な事務執行をされたい。

前納が原則であるはずの施設使用料について、一部未収金が生じていることから所管課から説明聴取を行ったところ、利用者の利便性と事務処理の効率性の観点から、利用許可が1か月を超える場合は利用月の翌月末までを納期とする規則改正を行ったとのことである。

【事例1】 学校開放(中村)使用料、体育館使用料(生涯学習課)

最終的には納付されているとはいえ、後納により未収金が生じている現状について、また、他の施設使用料との公平性について、所管課はどのように対応し、整理しているのか。

今回複数の課において、請求事務の遺漏及び徴収誤りが見受けられた。職員の事務が多岐にわたり、事務処理が複雑化していること、一人の職員で事務処理を完結させていることが要因であると思われることから、相互確認・相互牽制ができる体制の構築を求める。

【事例1】 余剰不明金の発生(市民・人権課、生涯学習課)

【事例2】 旧校舍光熱費に係る請求事務の遺漏(地域企画課)

【事例3】 物置占有料に係る調定決定・納付書発送の遺漏(生涯学習課)

3 委託料について

業務委託は事務の効率化の観点から様々な分野で行われ、その内容も多種・多様である。全業務委託に占める随意契約の割合を見てみると、件数で93.6%（前年度93.9%）、金額で71.4%（前年度79.5%）である。徐々にではあるが、競争入札への移行が進んでいると感じられる。しかしながら、契約は一般競争入札によることが原則であり、要件に該当するときに限り指名競争入札又は随意契約によることができるものである。経済性・公正性の観点からも、業務を遂行できる事業者の有無を確認することなく、安易に随意契約とすることがないよう適正な事務の執行を求める。

なお、特に指摘すべき点は、次の3点である。

(1) 競争による契約を原則とすることを徹底すること。（全課）

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質及び目的が競争入札に適さない」を根拠規定として随意契約をしているものの中に、2者以上から見積徴収をしているものが見受けられる。競争入札に適さないとする確たる理由がない限りは、競争入札による契約とすべきである。また、特定の事業者でなければ業務を履行できないことを理由として1者から見積徴収し、随意契約をしている業務において、他の事業者でも履行可能と思われるもの、あるいは履行可能な事業者の情報収集を怠っていると思われるものが見受けられる。

下の事例は、長年にわたり同じ事業者に業務を委託していたが、新たに業務の履行が可能となった事業者が見つかったことにより、令和6年度は契約内容を見直し、契約金額が大幅に減額するに至った契約である。

契約業務名	契約金額			
	令和6年度	令和5年度	増減率	伸率
市民側溝清掃に伴う土砂等の最終処分業務	115,500円	800,000円	△684,500円	△85.6%

(2) 事業効果を検証し、事業の見直し及び業務改善を行うこと。（観光商工課）

四万十川学遊館及びトンボ自然公園の管理運営業務、しまんとトロリーバス運行業務及び四万十川バス運行業務等、委託料が増額する一方で事業効果は低迷しているように見受けられる。継続すべき事業であるかどうか、継続すべき事業であればどのように業務改善していくのかを検討されたい。

(3) システム等の保守業務のベンダーロックインについて（全課）

システム等の保守業務については、その多くがシステム等を導入した事業者（ベンダー）を契約相手とする随意契約となっている。これは、導入事業者でなければ保守

等の実施が不可能であること、品質の低下、迅速なトラブル対応及びサポート対応が難しいこと等を理由としている。この場合、競争入札による契約とは異なり、価格競争が発生せず、また、見積徴収も1者のみであることから見積金額の比較ができず、適正価格かどうかの判断が難しい。このことを踏まえたうえで、契約金額の適正性の確保と、システム等更新時においては、保守費用を含めた競争により契約の相手方を選定する等、経済性の確保に努められたい。

4 市単工事について

予算額と契約金額が大幅に乖離している工事が見受けられる。設計内容が精査されたものであるか十分に確認し、多額の不用額が見込まれるときは減額補正を行う等、適切な予算措置とされたい。

5 備品購入について

令和6年9月末時点で110点・115,771千円（令和5年度：642点：261,582千円）の購入となっている。総合文化センター関連で多くの備品購入があった前年度から件数・金額ともに大幅な減となっている。

備品については、四万十市物品取扱規則の全部改正により、令和5年4月1日から新たな規則が施行され、備品の基準額は取得価格1万円以上から10万円以上に、重要備品は50万円以上から100万円以上となった。新たな規則に基づいて整備された備品台帳について検査を行ったところ、取得価格が100万円以上であるにもかかわらず重要備品としていないもの、100万円未満であるにもかかわらず重要備品としているもの、重要備品の備品台帳には貼付することとされている写真が貼付されていないもの、品種の分類が適切でないもの、その他誤字・脱字・未記入等が非常に多く見受けられる。これらについては個別に指摘を行っているので、再確認のうえ適正管理に努められたい。

なお、小中学校の備品管理については、「四万十市立小学校及び中学校備品管理規程」において必要な事項を定めるとされている。これによると、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、四万十市物品取扱規則及び四万十市立小中学校及び中学校の管理運営に関する規則に基づくとされているが、当該規程については平成19年5月1日の施行以降改正が行われた形跡がなく、全部改正された物品取扱規則が当該規程には反映されていない。

6 補助金について

補助金は地方自治法において、「公益上必要がある場合において」補助することができると規定されている。このことを踏まえ、事業の公益性・有効性・必要性の観点から監査を行った。

特に指摘すべき点は、次の3つである。

(1) 繰越金（剰余金）が生じている補助金について（総務課、福祉事務所、生涯学習課）

補助金交付団体の決算に繰越金（剰余金）が生じているにもかかわらず、従前と同額の補助金を交付しているもの、精算による返還を行っていないものが見受けられる。団体によっては市の補助金以外にも独自の収入（会費等）がある場合があることから、繰越金（剰余金）全額が補助金に該当するとは限らないものの、補助金がどの経費に充当されているのかを特定し、返還すべき補助金について算定を行うことが必要である。

(2) 補助金交付要綱の制定について（観光商工課）

中村商工会議所に対する3件の補助金については、現在四万十市補助金交付規則に基づき交付されているが、当該規則は補助金等の交付に関する基本的な事項を定めたものであり、個々の補助金の交付の基準（補助目的や金額・補助率等）を定めたものではないこと、また、これらの補助金は1回限りのものではなく毎年交付されており、その位置付け（交付の基準）を明確にするためにも補助金交付要綱は必要なものと考えられる。所管課において要綱を制定するとの話であったが、説明聴取の時点では未制定の状態である。

(3) 公民館分館育成会振興補助金について（生涯学習課）

この補助制度については1市2制度の状況にあったことから、令和5年度の定期監査において廃止を含めた抜本的な見直しを求めていた。これに対して所管課は、補助金交付要綱を改正し、全市に対応するものとした。また、補助対象としていた夜間照明施設電気料については、市が直接電気料を負担するものとした。全市に対応した要綱にしたことについて、中村地域の分館の現状を昨年8月に実施した決算審査の際に聴取した時点では、実際に活動している分館はなく、分館長の委嘱は行っているが、組織設立・活動の手立ては行っていないとの回答であった。要綱改正により表面的には1市2制度は解消されたかのように見えるが、実質的には従来と何ら変わらない現状となっている。このことを踏まえ、所管課には今一度地域間の公平性をどのように担保していくこととするのか検討を求めるものである。

7 公営企業会計について

本市の公営企業会計は、上水道事業会計、下水道事業会計及び病院事業会計の3会計である。この3会計については監査資料とは別に、令和6年8月分の収入、支出、振替伝票及び関係書類並びに契約書等の提出を受け、検査を行っている。

収入、支出、振替伝票及び関係書類については、検収もれ等の検収に関する不備、必要書類の未添付、誤字脱字等、その多くは軽微な不備であったが、決裁権者の押印がないもの、通勤手当の消費税について所得税課税分のみで計算しているものが見受けられる。契約書等に関しては、起案文書において決裁権者の決裁がされていないもの、契約書に印紙が貼付されていない又は貼付された印紙の額が適切でないもの、契約書の内容に不備があるもの（遅延利息の率の相違、民法改正前の瑕疵担保責任の約定、契約者名が適切でない等）が見受けられる。

（おわりに）

事務の執行において、課長等は法令を熟知のうえ、事業の内容を十分に精査し、課員を指導するとともに適正・的確な判断のもとに決裁を行うようこれまでも提言してきたが、提出された定期監査資料一つをとってみても、記載誤りや記載もれ、集計誤り等が非常に多い。また、前例を踏襲し、自身による確認を怠っている事例も数多く見受けられる。決裁の過程では相当数の職員が確認しているはずであるが、十分な精査と課員に対する指導に欠けていると言わざるを得ない。

法令や市の各種規定等、特に「事務執行基本規程」「財務規則」「契約規則」等を再確認し、適正な事務執行を行うよう求めるものである。